



前代未聞！！ 団体交渉の参加者について労使合意が図れないため 団体交渉を開催することが出来ない事態が発生！！

東京地本は2020年9月15日に東地申第20号「自己申告書と面談に基づいたエルダ一雇用先の再提示を求める緊急申し入れ」を行いました。本申し入れは、東京新幹線車両センター（東幹セ）組合員のエルダ一雇用先の再提示を求めるもので、東幹セのエルダ一雇用は東京支社が担当していたため、当事者である東京支社に申し入れを行いました。

労使間の窓口で団体交渉の日程調整を行い、10月28日に団体交渉を開催する予定で調整していました。しかし、団体交渉の参加者を調整する際に会社から「東幹セは新幹線統括本部に属しており、東幹セ組合員は東京支社と東京地本との団体交渉には参加できない」と通告されました。地本は「そのような取り決めはこの間一切されていない」「これまでも新幹線統括本部の交渉に東京支社所属の組合員が参加している」「当該組合員は当時東幹セに所属しており、東幹セ分会組合員は協約第19条に定めている関係者である」ことなどを主張し、何度も会社と折衝を重ねました。しかし、支社は本社指示のもと協約第15条の交渉単位、第16条の交渉委員、第19条の関係者を理由に東幹セ分会組合員を東京支社との団体交渉に参加することを認めませんでした。第17条（交渉事項の事前通知）における交渉参加者の合意が得られないことから、団体交渉を延期することにしました。

当該分会組合員の交渉参加を会社は認めず！！

労使間の取扱いに関する協約

(団体交渉の設置単位)

第15条 団体交渉は、本社、地方において行う。

2 地方における団体交渉は、新幹線統括本部、東京支社、横浜支社、……において行う。

(交渉委員)

第16条 団体交渉は、専ら交渉委員がこれを行う。

2 各設置単位における交渉委員の数は、第19条第1項に規定する関係者を含め、会社側、組合側以下のとおりとし、それぞれ同数とする。

(交渉事項の事前通知)

第17条 団体交渉を行おうとするときは、あらかじめ交渉事項を相手方に示すとともに、次の事項について取決めを行う。

(1) 交渉の日時、所要時間及び場所

(2) 交渉委員の数及び氏名

(3) 前各号のほか、進行手続等必要な事項

(関係者及び書記の出席)

第19条 会社及び組合は、あらかじめ合意をした場合、関係者を出席させて報告を求め、意見を徴することができる。

会社による労働協約の
勝手な解釈は許されない！